

安全・安心で質の高い学校施設の整備、
防災・減災対策の充実

総論

文部科学省では、安全・安心で質の高い学校施設づくりを目指し、学校施設の老朽化対策や、非構造部材を含めた耐震化等を推進しています。また、学びの基盤となる学校施設の整備は、新しい時代にふさわしい姿を目指していくことが重要であり、社会情勢の変化や地域の実情に応じた豊かな教育環境を実現するために、学校施設のバリアフリー化、環境を考慮した整備等を推進し、質の高い学校づくりを支援しています^{*1}。

国立大学等施設についても、安全・安心な教育研究環境の整備や教育研究の高度化・多様化・国際化に対応した機

能強化等のため、耐震化や老朽施設の改善整備を中心とした戦略的なリノベーションなど、重点的・計画的な整備を推進するとともに、キャンパス環境の整備充実を図っています。

加えて、児童生徒等の安全・安心な生活環境を確保するため、防災教育の充実や学校施設の防災機能強化^{*2}などの災害予防、災害応急対策、災害復旧の支援及び防災に関する研究開発の推進など、防災・減災対策の充実に取り組んでいます。

第1節 快適で豊かな施設環境の構築

1 新たな時代に応じた学校施設への取組

(1) 新しい時代の学びを実現する学校施設の
在り方について

文部科学省では、学校教育を進めるうえで必要な機能の確保のため、学校種ごとに施設の計画及び設計における留意事項を示した「学校施設整備指針」^{*3}を策定し、学校設置者に周知しています。

1人1台端末環境の下、個別最適な学びと協働的な学びを実現するための新しい時代にふさわしい学校施設の在り方について、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」で議論が行われ、令和4年3月に報告書を公表しました^{*4}（図表2-10-1）。その中で、新しい時代の学びを実現する学校施設として、柔軟で創造的な学習空間や地域・社会との共創空間などの五つの姿の方向性に加え、長寿命

化改修等を通じた教育環境向上と老朽化対策の一体的な推進等の具体的な推進方策が提言されました。

こうした提言等を踏まえ、文部科学省では、令和4年6月に各学校施設整備指針を改訂しました。また、5年5月に、新しい時代の学びに対応した空間を改修等で実現する際の、ボトルネックとなる技術的な課題への対応策を解説する「学校施設の教育環境向上を図る改修等に関する課題解決事例集」を公表しました^{*5}。さらに、同年1月に「学校施設の質的改善・向上に関するワーキンググループ」を設置し、新しい時代の学びを実現する学校施設を具現化するため、具体的な整備事例やそのプロセスの事例を収集し、アイデア集の作成を進めています。あわせて、後述の学校施設整備・活用推進のためのプラットフォームの構築、助成支援制度の充実などを通じ、新しい時代の学校施設整備に対する学校設置者の取組を支援しています。

*1 私立学校の施設整備については参照：第2部第4章第2節

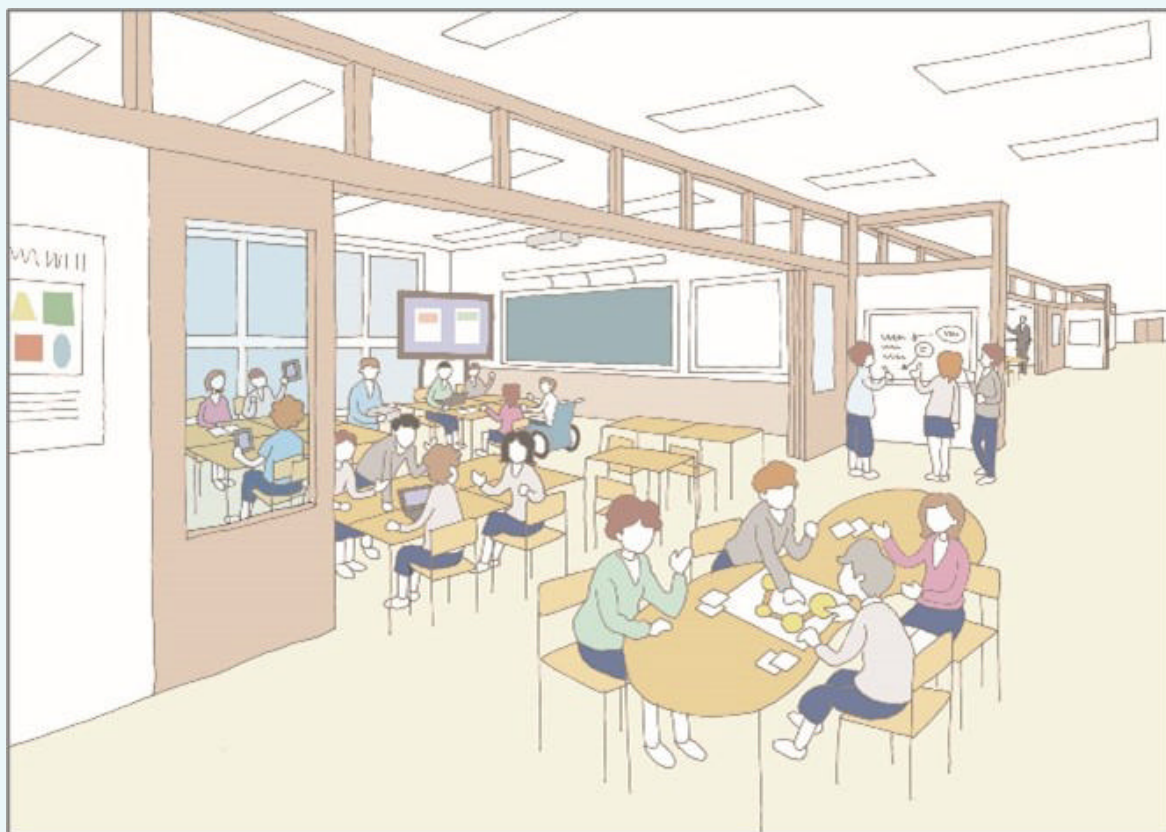
*2 防災機能の強化については参照：第2部第10章第4節

*3 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_a12.htm

*4 参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00004.htm

*5 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1372577_00003.htm

図表 2-10-1 新しい時代の学びを実現する学校施設のイメージ



(2) 学校施設整備・活用推進プラットフォーム (CO-SHA Platform)

新しい時代の学びを実現する学校施設の整備・活用や技術的な課題に対応する学校設置者の取組を支援するため、文部科学省のウェブサイトプラットフォーム (CO-SHA Platform) *6 (図表2-10-2) を構築し、令和4年11月から運用を開始しました。今後CO-SHA Platformが、学校施設の整備・活用事例、ノウハウの蓄積・発信を行う「新たな学校施設のアイデア集」の役割、専門的・技術的な知見を有する「CO-SHA アドバイザー」による相談対応や助言等を行う「相談窓口」の役割、学校関係者の横のつな

がりづくりを目的とした「ワークショップ等のイベント開催」の役割といった三つの役割を果たせるよう、コンテンツの更新・充実を行っています。

令和5年度から新たに「CO-SHA ソウゾウプロジェクト」を開始しました。この取組は、新しい時代の学びの空間づくりについて課題を抱えている学校設置者や教職員の方々を対象にプロジェクトを公募し、専門家による支援等を受けながら実際の空間づくりに取り組み、取組内容・成果はCO-SHA Platformのウェブサイトでも公表しています。

図表2-10-2 CO-SHA Platform ～学校施設整備・活用のための共創プラットフォーム～ イメージ



(3) 学校施設のバリアフリー化の推進

学校施設は、障害の有無にかかわらず児童生徒や教職員等が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要がありますとともに、災害時の避難所など地域コミュニティの拠点としての役割も果たすことから、バリアフリー化を進めることは重要です。

文部科学省では、令和2年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正等を踏まえ、学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方や計画・設

計上の留意点を示した「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂しました。また、公立小中学校等において、7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標 (図表2-10-3) を定めるとともに、3年度から、公立小中学校等のバリアフリー化工事に対する国庫補助の算定割合を3分の1から2分の1に引き上げています。

さらに、令和4年度には、前回の2年度調査に引き続き、2回目となる「学校施設のバリアフリー化に関する実態調査」(4年9月時点)を実施しました。調査結果を公

*6 参照：https://www.mext.go.jp/co-sha/

表するとともに、文部科学省ウェブサイト内の「学校施設のバリアフリー化の推進」特設ページ^{*7}における情報発信

や、全国の学校設置者等を対象とした講習会や各種会議等における普及啓発に取り組んでいます。

図表 2-10-3 学校施設のバリアフリー化の整備目標

※学校施設のバリアフリー化に関する計画等がある地方自治体は25%				
対象		令和2年度	令和4年度	令和7年度末までの目標
バリアフリースイール	校舎	65.2%	70.4%	避難所に指定されている全ての学校 [*] に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約93%（校舎）、約98%（屋内運動場）に相当
	屋内運動場	36.9%	41.9%	
スロープ等による段差解消	門から建物の前まで	校舎	78.5%	全ての学校に整備する
		屋内運動場	74.4%	
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎	57.3%	
		屋内運動場	57.0%	
エレベーター（1階建ての建物のみ保有する学校を含む）	校舎	27.1%	29.0%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校 [*] に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約41%（校舎）、約76%（屋内運動場）に相当
	屋内運動場	65.9%	70.5%	

（4）公立特別支援学校の教室不足への対応

公立特別支援学校については、令和5年10月1日現在、全国で3,359教室が不足しています。

文部科学省では、各地方公共団体に対し、特別支援学校への受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行い、教室不足の解消計画を可及的速やかに策定・更新するとともに、学校の新設や校舎の増築、分校・分教室の整備、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等によって、教育上支障が生じないよう適切な対応を求めています。

さらに、令和2年度から6年度までを教室不足解消のための「集中取組期間」とし、既存施設を特別支援学校の用に供する改修や既存の特別支援学校校舎の改築・改修について、国庫補助の算定割合を3分の1から2分の1へ引き上げ、支援を強化するとともに、解消に向けた取組の状況や課題等についてフォローアップするなど、取組の加速化を働きかけています。

2 環境を考慮した学校施設づくり

（1）環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

文部科学省では、脱炭素化の推進の一環として、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進しています。エコスクールは、児童生徒等にとって健康的で快適な学習・生活空間を備えるとともに、環境負荷低減を図ることができます。また、児童生徒等が環境について学ぶ教材

としての側面を持つとともに、地域の環境教育拠点としての機能も果たすことができます。地方公共団体がエコスクールとして整備する公立学校施設整備事業について、関係省庁と連携し「エコスクール・プラス」として認定しています。

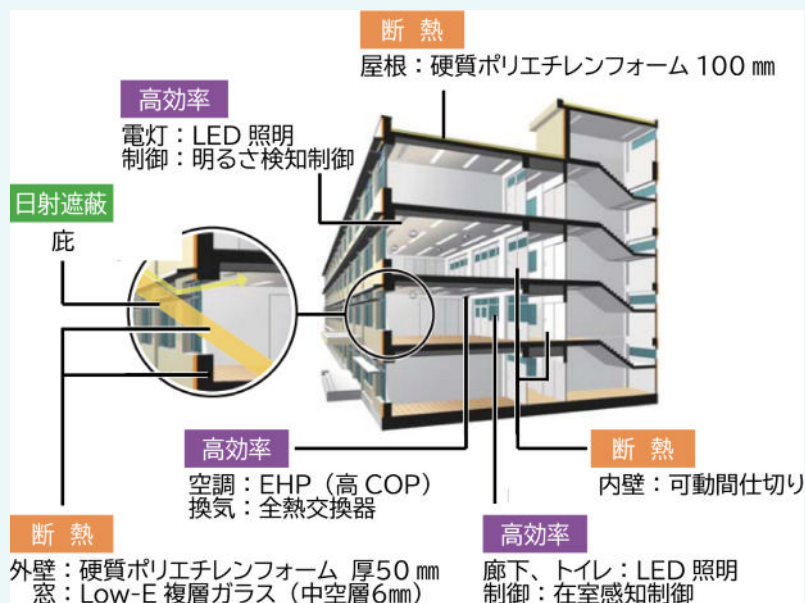
さらに、2050年脱炭素社会の実現に向けて、これまでのエコスクールの取組の深化を図り、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指したネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）^{*8}の整備（図表2-10-4）を推進していくこととし、令和4年度からは「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域に立地する学校等のうち、ZEB Ready^{*9}を達成する事業に対し、国庫補助単価の上乗せを行っています。

あわせて、令和5年3月に「2050年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設のZEB化の推進について」（報告書）^{*10}を公表するとともに、6年3月には「学校施設のZEB化の手引き」^{*11}を公表するなど、技術面の普及啓発も行っています。

また、学校施設は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に基づき、エネルギーの使用の合理化（省エネルギー）に努めることが求められています。このため文部科学省では、学校のできる省エネルギー対策に関する資料「学校のできる省エネ」^{*12}や学校等における省エネルギー推進のための基本的事項をまとめた「学校等における省エネルギー推進のための手引き」^{*13}を作成し、学校設置者への周知を図っています。

^{*7} 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_00003.html
^{*8} ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）：室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自給度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建築物。
^{*9} ZEB Ready：『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物。
^{*10} 参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00006.htm
^{*11} 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/mext_02655.html
^{*12} 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/1319057.htm
^{*13} 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/1416430.htm

図表 2-10-4 校舎のZEB化における技術導入のイメージ



(2) 学校施設の木材活用

学校施設に木材を活用することは、温かみと潤いのある教育環境づくりを進める上で効果的です。また、地域の木材を利用することによって、校舎への愛着、地域文化の理解促進、森林の水源かん養等の効果も期待されます。さらに、木材は再生可能であることに加え、「カーボンニュートラル」な資源であるため、気候変動対策にも貢献できます。

木材を活用した学校施設の整備に当たり、文部科学省では、令和3年6月に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(都市(まち)の木造化推進法)を踏まえ、林野庁や国土交通省と連携して、地方公共団体等を対象とした講習会の実施や事例集の作成等の普及啓発活動に取り組む^{*14}とともに、木材を利用した公立学校施設の整備について国庫補助を行っています。特に、地域材を利用して木造建物を整備する際の国庫補助単価の上乗せや、4年度より学校施設の内装木質化を標準仕様とし、国庫補助を拡充しています。

なお、令和4年度に建築された公立学校施設(676棟)のうち、477棟が木材を使用しています。このうち、木造施設は100棟、内装木質化を実施した施設は377棟でした。



木材の活用により快適で健やかな環境を生み出し、脱炭素化社会の実現に貢献
(東京都 江東区立有明西学園)



木材の活用により快適で健やかな環境を生み出し、脱炭素化社会の実現に貢献
(富山県 魚津市立星の杜小学校)

* 14 参照 : https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/mext_01759.html

第2節 安全・安心な学校施設の整備

1 老朽化した学校施設の長寿命化対策の推進

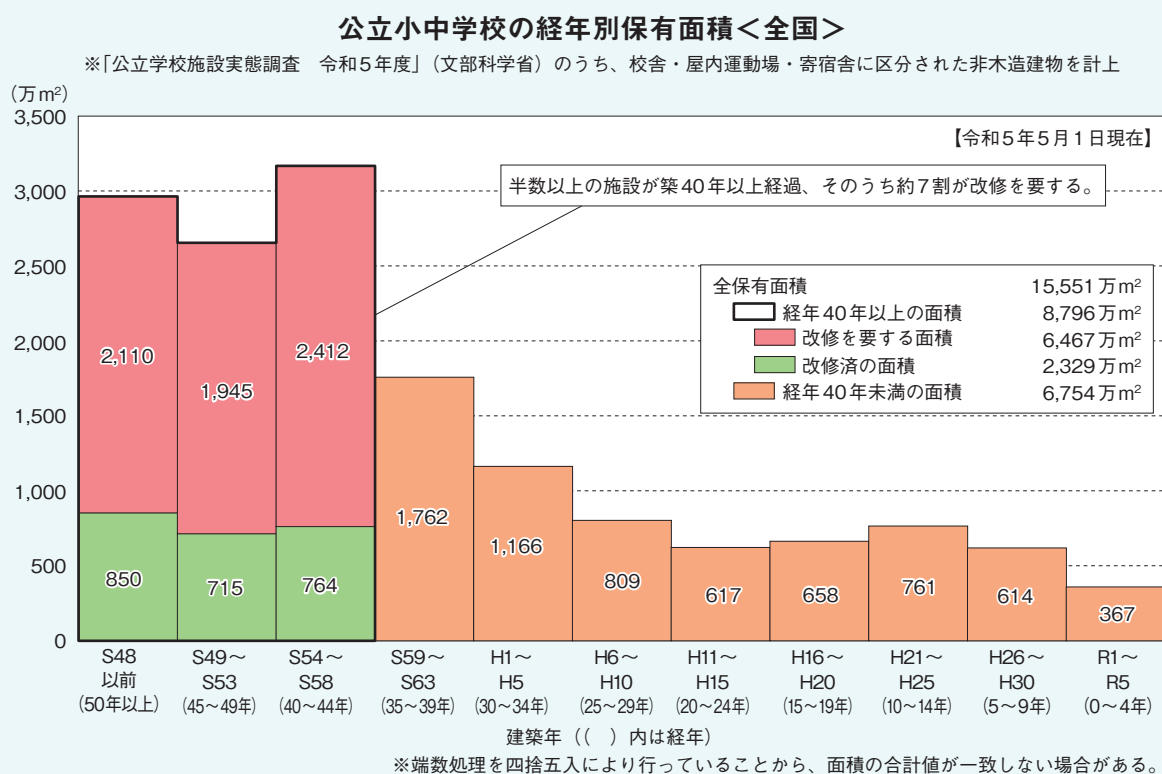
公立学校施設については、現在、全国の公立小中学校の半数以上が築40年以上を経過し、そのうち約7割が改修を要するなど、老朽化が深刻な状況となっており、厳しい財政状況の下、着実に老朽化対策を進めていくことが喫緊の課題となっています（図表2-10-5）。

また、家庭や社会の環境の変化に伴い、少人数による指導体制や1人1台端末に対応した施設環境の整備、バリア

フリー化、熱中症防止等のための空調設備の設置、トイレの洋式化^{*15}・乾式化、脱炭素化などの学校施設の機能・性能の向上が求められています。

そのため、公立学校施設等の整備目標等を定めた文部科学省告示「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」と「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画」においても、これらの課題に対応するため計画的な整備を行うことの必要性を記載しています^{*16}。

図表2-10-5 公立小中学校の経年別保有面積



(1) 長寿命化改修の推進

厳しい財政状況の下、公立学校施設を取り巻く様々な課題を解決するためには、中長期的な視点の下、計画的な整備を行うとともに、「長寿命化改修」に重点を移していくことが必要です。

長寿命化改修は、コストを抑えながら建物の耐久性を高め、学校施設に対する現代の社会的事情に応じるよう、建物の機能や性能を引き上げるものです。適切なタイミング（おおむね築後45年程度まで）で長寿命化改修を行うことにより、技術的には、70から80年程度に耐用年数を延ば

すことが可能です。

文部科学省では、公立学校施設の長寿命化を推進するため、地方公共団体が行う長寿命化改修に対して国庫補助を行っています。

また、長寿命化に向けた取組を着実に進めるため、学校設置者が個別施設ごとの長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定し、計画に基づいて中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、計画的・効率的に取組を進めるよう促してきており、令和5年4月1日現在で99.2%の学校設置者において個別施設計画の

*15 公立小中学校等の空調（冷房）設備の設置状況については、令和4年9月1日現在、普通教室で95.7%、特別教室では63.3%、体育館等で15.3%となっている。また、公立小中学校のトイレの設置状況については、令和5年9月1日現在、洋式は68.3%、和式は31.7%となっている。

*16 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1306433.htm

策定が完了しています。

さらに、各設置者において計画の適時の見直しや内容の充実が図られるよう、教育委員会と首長部局の連携に関する

解説書や計画の充実、見直しに資する事例集等を作成・周知しています。



改築同等の教育環境を確保

(2) 維持管理の徹底等

学校施設には、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性が求められます。建築当初には備わっているこれらの性能も、経年等により満たされなくなっている恐れがあります。学校施設の管理者等においては、当該施設が常に健全な状態であるよう、適切に維持管理を行うことが必要です。

近年、学校施設の老朽化に伴い、外壁等が落下する事故が相次いで発生する等、安全面における不具合が増加しています。また、体育館の床板剥離による負傷事故、防球ネットの支柱倒壊による児童死傷事故など重大事故も断続的に発生しています。

文部科学省では、このような学校施設に起因する事故等を防ぐため、学校設置者に対して、落下や倒壊等により重大な事故につながる恐れのある外壁や工作物等の点検を要請するなど安全確保に係る通知を発出するとともに、適切な維持管理が進むよう手引きやパンフレットなどを作成・周知しています^{*17}。

(3) PPP/PFI等の多様な整備手法の活用

文部科学省では、文教施設において、効率的かつ効果的な維持管理を実施するとともに、良好な公共サービスを提供するため、コンセッション事業を含めたPPP/PFI^{*18}の案件形成を推進しています。令和5年度は新たに、多様な

文教施設における伴走支援等の事業、PFI等の活用に関する調査等を実施しました。今後も、首長等へのトップセールスや説明会等の実施を通じて周知を図り、コンセッション事業を含めたPPP/PFIを検討する地方公共団体等の支援に取り組んでいきます。

また、地域や社会と連携・協働し、共に創造する共創空間を実現するために、文教施設を集約化・複合化することの一つの手法です。文部科学省では、文教施設を集約化・複合化等の実施状況調査の結果等により実態を把握するとともに、集約化・複合化に関する基本的な考え方と留意事項等を提示した報告書や事例集等^{*19}を周知しています。

(4) 廃校施設等の有効活用

少子化による児童生徒数の減少に伴って廃校施設等が生じています。廃校施設等は、地方公共団体にとって貴重な財産であるため、地域の実情やニーズに応じて有効活用することが重要です。廃校施設等は、社会体育施設や社会教育施設、福祉施設や民間企業の工場、オフィス、宿泊施設などに活用されている事例もあります。

文部科学省では、廃校施設等の活用事例や、活用用途を募集している廃校施設の一覧、活用に当たって利用可能な各省庁の補助制度等についてパンフレットや文部科学省ウェブサイトを通じて情報提供したり、廃校の活用を推進するイベントを開催したりしています（「みんなの廃校プ

* 17 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/index.htm

* 18 PPP：Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法。

PFI：Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

コンセッション事業：利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

* 19 参照： https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1364500.htm

ロジェクト」*²⁰)。また、国庫補助金により整備した学校施設を学校以外に転用等する場合に必要な財産処分手続を簡素化し、有効活用を促しています。

2 学校施設の耐震対策

公立学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震などの災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、耐震化により安全性を確保することは極めて重要です。

令和5年4月1日現在、公立小中学校施設の構造体の耐震化率は99.8%、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率は99.6%とおおむね完了しているものの、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策実施率は67.3%となっており、引き続き対策が必要です。

文部科学省としては、構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策が未完了の地方公共団体に対して、一刻も早く耐震化が完了するよう要請するとともに、老朽化した施設では、地震発生時にガラスの破損や内外装材の落下など非構造部材の被害が拡大する可能性が高

いため、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策、防災機能強化についても対策を推進していきます。

3 学校施設における事故防止及び防犯対策の充実

学校施設における児童生徒等の安全を守るためには、教育委員会や教職員をはじめとする関係者が危機管理意識を持って緊密に連携し、ハード・ソフト両面において組織的・継続的に安全対策及び防犯対策を行うことが必要です。

文部科学省では、学校施設の事故防止や防犯対策に関して、設計上・計画上の基本的な考え方や留意点を示した報告書等を作成し、研修会等を通じて学校設置者に対し普及、啓発を図るとともに、必要となる施設整備に対して国庫補助を行っています。

また、令和5年度から7年度までの間、防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置の整備等、学校の防犯対策の強化のために必要な施設整備について集中的な支援を行うなど、児童生徒等の安全を確保する取組を進めています*²¹。

第3節 未来を拓く教育研究基盤の形成

国立大学等の施設は、将来を担う人材の育成の場であるとともに、地方創生やイノベーション創出等教育研究活動を支える重要なインフラです。しかし、国立大学等の施設は、昭和40年から50年代に大量に整備された施設が一斉に老朽化していること、キャンパス内に敷設されている給

排水管や電気設備などのライフラインの老朽化も著しく進行していることから、安全面はもちろん機能面に問題がある施設が多数存在し、高度化・多様化する教育研究活動に対応する上で様々な支障が生じています(図表2-10-6)。

図表 2-10-6 国立大学等施設の老朽化状況



こうした中、文部科学省では、「国立大学法人等施設整備5か年計画」を策定し、計画的・重点的な施設整備を実施しています。具体的には、多様な教育や独創的・先端的な研究に対応できる総合研究棟など、国立大学法人における人材養成、学術研究の推進に必要な施設・設備の整備を

行っています(図表2-10-7)。また、新しい時代にふさわしい国立高等専門学校の機能の高度化や国際化の実現に向け、国際寮の整備や老朽化の著しい学生寮、校舎等の集中的な改善整備を行っています。

* 20 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

* 21 参照：第2部第2章第11節³

図表 2-10-7

国立大学等における安全・安心な教育研究環境の確保や機能強化等に対応するための施設整備事例



1 今後の国立大学等施設の方向性（ソフト・ハード一体での共創拠点の形成）

文部科学省では、令和3年度から7年度までを計画期間とする「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」（3年3月31日文部科学大臣決定）を策定しました。本計画においては、国立大学等への期待を踏まえ、教育研究の高度化・多様化・国際化への対応はもとより、産業界や地域との共創の拠点としての役割を果たすために、キャンパス全体を「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」^{*22}としていくことを掲げています（図表2-10-8）。

令和3年10月から開催された「国立大学法人等の施設

整備の推進に関する調査研究協力者会議」において、4年10月に公表した「「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の実現に向けて」に続き、5年10月にデジタルトランスフォーメーション（DX）・グリーントランスフォーメーション（GX）等の成長分野やグローバル化等に対応した環境整備について取組のポイントや推進方策、事例を取りまとめた「我が国の未来の成長を見据えた「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の更なる展開に向けて」を公表しました。

文部科学省では、引き続き、国立大学等施設の計画的かつ重点的な施設整備を推進していきます。

^{*22} イノベーション・コモンズ：教育、研究、産学連携、地域連携など様々な分野・場面において、学生、研究者、産業界、自治体など様々なプレイヤーが対面やオンラインを通じ自由に集い、交流し、共創することで、新たな価値を創造できるキャンパス。

図表2-10-8 イノベーション・commonsのイメージ図

「イノベーション・commons」のイメージ

「イノベーション・commons（共創拠点）」とは

- ・あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレイヤーが共に創造活動を展開する「共創」の拠点
- ・教育研究施設の個別の空間だけでなく、食堂や寮、屋外空間等も含めキャンパス全体が有機的に連携した「共創」の拠点
- ・対面とオンラインのコミュニケーションが融合し、ソフトとハードが一体となって取り組まれる「共創」の拠点

⇒多様な学生・研究者や異なる研究分野の「共創」、地域・産業界との「共創」の促進等により、
教育研究の高度化・多様化・国際化、地方創生や新事業・新産業の創出に貢献



2 国立大学等施設の整備充実に向けた取組

(1) 戦略的な施設マネジメントの推進

大学の理念やアカデミックプラン^{*23}の実現のため、経営的視点から、施設の整備や維持管理、既存施設の有効活用、脱炭素化、これらに必要な財源の確保等の施設全般に係る取組をより一層推進することが求められています。

このため、文部科学省では、施設マネジメントの基本的な考え方、具体的な実施方策や先進事例等を示した報告書や事例集を作成し^{*24}、国立大学等における戦略的な施設マネジメントの取組を推進しています。また、大学等個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定を推進し、令和2年度中には、全ての国立大学等で個別施設計画が策定されました。

引き続き、各国立大学等の個別施設計画の更なる充実を支援するなど、戦略的な施設マネジメントの取組を推進するとともに、多様な財源を活用した施設整備を一層推進していきます。

(2) 国立大学の附属病院施設の整備

先端医療・地域医療を支えている国立大学附属病院施設の再開発整備については「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、事業の継続性を踏まえつつ、計画的に推進しています。さらに、災害発生時や、新たな感染症等の不測の事態が発生した場合においても、地域医療の最後の砦として医療活動を継続するために必要な施設の整備や、各国立大学附属病院の役割に応じた新たな機能確保等のための整備に対する支援を行っています。

3 大学等の施設づくりへの技術支援

文部科学省では、国立大学等施設の質的水準の確保・向上を図るとともに、社会の変化に対応した施設づくりのため、技術的な面から国立大学等の施設づくりを支援しています。

また、国公立大学、研究機関等の施設における脱炭素化推進のための取組を実施しています。

* 23 アカデミックプラン：大学の理念を踏まえた教育、研究等に関する将来構想。

* 24 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/1318421.htm

（１）技術的基準の整備

国立大学等の施設整備に当たっては、建物の一定の品質と性能を確保するため、各府省庁共通の「統一基準」*²⁵や文部科学省ほか各府省庁が個別に定める「特記基準」*²⁶などの技術的基準を定めています。

また、国立大学等が施設を設計する際の基本的な考え方を示した設計指針の作成等を行っています。

（２）脱炭素化（ZEB化等）の推進

省エネルギー政策や気候変動問題などを受けて、国立大学等においても脱炭素化の一層の推進が求められています。文部科学省では、国立大学等における省エネルギー対策の事例集を作成するなどの取組を行っています*²⁷。

さらに、国立大学等施設におけるカーボンニュートラルに向けた取組として、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の事例集*²⁸及びZEBチェックポイント～設計におけるZEB対応確認事項～*²⁹を作成・周知するなど、社会の先導モデルとなるZEBの整備を推進しています。

第４節 防災・減災対策の充実

１ 防災体制の確立

地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、火山噴火などの自然災害や事故災害に対し迅速かつ適切に対処するためには、総合的かつ計画的な防災対策を進めることが重要です。

文部科学省では、「災害対策基本法」等を基に、防災に関し必要な事項を定める「文部科学省防災業務計画」*³⁰を策定し、防災対策の充実に努めています。また、「文部科学省首都直下地震対応業務継続計画」*³¹を策定し、文部科学省の所掌事務の中で、非常時においても国民生活上重要かつ停滞してはならない事務を必要最低限継続できるよう、防災体制の確立に努めています。

都道府県や市町村においては、「防災基本計画」や「文部科学省防災業務計画」等を基に地域防災計画を作成し、学校などにおける防災体制の整備・充実を進めています。

２ 災害予防の推進

文部科学省では、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であることから、「国土強靱化基本計画」*³²を踏まえ、防災・減災に資する施策を推進しています。なお、同計画は、平成26年6月に策定され、その後、5年ごとに変更が行われており、今般令和5年7月に閣議決定され、中長期的な目標や施策分野ごとのハード・ソフトにわたる推進方針が定められました。また、同年6月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が改正され、政府は、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画として「国土強靱化実施中期計画」を定めることとされました。現在、施策の実施状況の調査など、国土強靱化推進会議等において、策定に向けた検討が進められています。

また、令和4年3月に「第3次学校安全の推進に関する計画」*³³が閣議決定され、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練のより一層の充実が示されています。さらに、児童生徒等の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所等としての役割も果たす学校施設について、防災機能の強化に向けた取組を推進しています。

* 25 統一基準：官庁施設整備に関し、各府省庁が定めた基準類のうち、共通化することが合理的な基準類を整理・統合し、各府省庁統一の基準として「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」の決定を受けた基準類。

* 26 特記基準：施設の特種要因等のため、「統一基準」により難い部分がある場合に、「統一基準」を補完する基準として各府省庁が個別に定めた基準類。

* 27 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/index.htm

* 28 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/mext_00003.html

* 29 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1401362_00001.htm

* 30 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/gyoumu/1329040.htm

* 31 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/keizoku/index2.htm

* 32 参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html

* 33 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm

(1) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、令和3年度から7年度までの5か年に重点的かつ集中的に講じる対策として「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」*³⁴が2年12月に閣議決定されました。これに基づき、文部科学省としては、学校や独立行政法人の施設の老朽化対策、文化財の防火対策・耐震対策、災害支援にも活用できる大学・高専の練習船の建造及び地震津波火山観測網の整備等について、財政支援など必要な対策に取り組んでいます。

(2) 実践的な防災教育・訓練の充実

各学校の防災教育については、児童生徒等が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」等を身に付けられるよう、学習指導要領等に基づき関連教科や特別活動など学校の教育活動全体を通じて行われています。地域の災害リスク等を想定した避難訓練や地域住民・関係機関等と連携した避難所運営訓練を実施するなど、実践的な防災教育・訓練が展開されています。

文部科学省では、学校が抱える防災をはじめとした安全上の課題に対して、地域の実情に応じた教育手法を開発したり、安全管理体制及び地域住民・関係機関等との連携体制の構築を支援したりするほか、教職員に対する研修の実施についても支援しています。

(3) 防災機能強化の推進

災害時には多くの学校施設が避難所等として活用されます。一方で、平成28年の熊本地震では、非構造部材の損傷等に加え、トイレや電気、水の確保等の避難所に関する様々な課題が生じました。

これらを踏まえ、文部科学省では、避難所となる公立学校施設の防災機能の保有状況等を調査*³⁵するとともに、防災担当部局等との適切な連携・協力体制を構築し、避難所ともなる学校施設の防災機能の強化を一層推進するよう教育委員会等に周知しています。さらに、学校設置者が実施する学校施設における防災機能強化の取組に対して、国庫補助を行っています。

また、近年、水害や土砂災害の激甚化・頻発化により、学校において甚大な被害が発生しています。令和3年6月に文部科学省において公表した調査*³⁶では、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に立地し、地域防災計画に要配慮

者利用施設として位置づけられている学校が、全国の公立学校約3万7,000校のうちの約3割となるなど、水害等のリスクを抱えている学校が一定数あることが明らかになりました。

調査結果を踏まえ、文部科学省では学校及び学校設置者等に対し、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」*³⁷や「学校施設の水害・土砂災害対策事例集」*³⁸等を周知し、ソフト・ハード両面から対策が講じられるよう取組を推進しています。

加えて、令和3年11月から有識者会議を立ち上げ、学校施設の水害対策について検討を行い、5年5月に学校施設の水害対策の基本的な考え方や検討手順等を示した「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」を策定しました。

また、国立大学の附属病院では、大規模災害時に医療を継続して提供することが期待されています。そのため、必要な電気や水の確保が課題となることから国土強靱化基本計画において、防災・減災機能強化を含めた施設整備を進めることとしています。自然災害が発生した場合においても附属病院としての機能を維持できるよう、防災機能強化のための整備を推進していきます。

3 災害応急対策の取組

文部科学省では、自然災害が発生した場合、被害情報の収集に努めるとともに、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などに当たって必要な措置を講じるよう、都道府県教育委員会等の関係機関に要請しています。

また、地震によって文教施設が被災した場合、余震等による建物の倒壊や、落下物による二次災害から児童生徒等や避難住民等の安全を確保するため、地方公共団体等からの要請に応じて、建物の当面の使用可否を調査する文教施設応急危険度判定士を被災地に派遣する体制を整備しています。

4 災害復旧等の支援

令和5年度には、激甚災害指定のあった「令和五年五月五日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害」や「令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」等により、学校施設等が損壊、浸水するなどの被害が生じました。また、令和6年能登半島地震に

* 34 参照： https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/5kanenkasokuka/pdf/taisaku.pdf

* 35 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/1420466_00003.htm

* 36 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00002.htm

* 37 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

* 38 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00001.html

においても、学校施設等に被害があったところです^{*39}。文部科学省では、こうした自然災害により被害を受けた文教施設等において、施設の復旧に要する経費の一部又は全部を国庫負担（補助）しています。



令和5年5月からの梅雨前線豪雨で生じた床上浸水被害



令和6年能登半島地震で生じた法面崩壊及び建物被害

5 防災に関する研究開発の推進

科学技術を生かして自然災害による被害の軽減を図るため、文部科学省は、地震調査研究推進本部の方針に基づき、地震の発生とそれに伴う津波の予測についての調査研究^{*40}を進めています。あわせて、防災科学技術研究所（NIED）は、我が国の防災・減災研究の基盤となる陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）^{*41}等の整備・運用を行うとともに、それらを活用した研究開発を実施しています。

*39 参照：令和6年能登半島地震については追部参照

*40 参照：https://www.jishin.go.jp/database/project_report/

*41 参照：<https://www.mowlas.bosai.go.jp/mowlas/>